

社会福祉法人 光道園  
新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言解除後の対応

令和2年6月1日

社会福祉法人 光道園では、新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言解除に伴い、令和2年6月1日付で、法人対応方針を下記のように変更致しました。

1 緩和事項（6月1日より）

- ・ 鯖江事業所内、朝日事業所内の交流禁止の解除
  - ※ 鯖江事業所・朝日事業所間の交流は継続して禁止
- ・ 理・美容の外部利用は、感染予防に十分留意の上、利用すること
- ・ ご家族の面会は、検温、体調の状況を聞くなど感染予防を徹底した上で、ウェブ面会を実施
- ・ 実習（就職希望者・単位取得のため）は、検温・体調の状況を聞くなど、感染予防を徹底した上で、実施
- ・ ひかりっこ（事業所内保育施設） 通常時に戻す

※ 県内で新たな感染者が出た場合や再度緊急事態宣言が出た場合は緩和措置を再検討し、通知する

2 継続事項（終息もしくは医療体制が構築されるまで）

- ・ 利用者の方及び職員、職員のご家族にも協力をお願いし、不要不急の外出、イベントの参加を自粛
- ・ （利用者の方、職員）飲食店、居酒屋等不特定多数の人が出入りする店への利用自粛
- ・ （利用者の方、職員）映画館、コンサート、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケ店等の遊戯施設の利用自粛
- ・ 県内外の研修、各種委員会の参加自粛（参加せざるを得ない会議等は、上司の了解のもと、感染予防に留意の上、参加すること）
- ・ 利用者の方の外泊、県外の帰省、旅行（職員も同様）は自粛（状況により個別対応、上司に連絡相談）
- ・ 外来者（業者等）の対応については、従来通り、各事業所の受付で窓口対応

新型コロナウイルス感染症 感染対策において、公私ともに気を緩めず対応すること。